みいけ

発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番

編集兼発行人　山本博實
印刷所　三鑛勞組印刷工場

三鑛勞組機關紙

賃闘に集中された討議
炭勞十五回大會終る
原（委員長）古賀（事務局長）兩氏を信任

炭勞第十五回定期大会は五月九日午前十時から千代田区公会堂で代議員一七三名が出席して開かれた先ず議長団に武藤正春（太平洋）野田高雄（三菱新入）、長岡久雄（興炭勞）の三氏を選出したのち阿部委員長から大要次の通り挨拶があった。

この一年間、われわれは政府や経営者の一貫した合理化政策と対決し、生活と権利を守るため敢い闘いをたゆみなく続けてきた。合理化法案は残念ながら国会の通過をみるに至ったが、その後長計闘争（企反闘争）へと転じてこれを闘いとり、続く本格賃金闘争に於て世界に例のない全面ロック・アウトという経営者の暴挙を受けて闘った。本大会でこの一年間の闘いを総ての面から充分に分析論議して頂き、これからの闘いの方針を決定してもらいたい。

ついで各労組、民主団体のメッセージや祝電披露があったが、中でも社会党鈴木委員長の挨拶中に、阿具根、山本両参議を始めとする十三名の炭勞公認、推せんの国会議員が挨拶に見え、鈴木委員長のうしろにズラリと並べば大会は盛んな拍手をもってこれを迎え、各議員の自己紹介ののち大会を代表して議長から政治中闘に対して激励と支持の挨拶をおくり、相好をくずしてほこれば鈴木委員長と固く手を握り合えば、会場は万雷の拍手で湧きたる、という劇的な一コマがあった。

次に大会スローガン〃官切り反対労働条件改善の為斗う〃〃最低賃金制の確立をあくまで斗いとれ〃など十項目を一括採択。続いて緊急動議の「本大会で小選挙区制法案反対の決議を行い国会に提出せよ」またスローガンにも附加せよ」を決定し、経過報告に入った。

一般経過については吉賀事務局長から報告されたが、真剣な質疑が重ねられたのは〃賃金闘争経過〃であり、行動方針が賃闘の自己批判を行ってきたが、これでは生きた行動方針ができない。炭勞新聞に書いているように行動方針は組合員一人一人が職場において起つた事実について考えねばならない。そしてこの中からよい方針をつくらねばならないという観点にたって作成した。然し文章もまずいし中央の批判が組合員のものになっているかどうかわからない。従って山元の皆さんの声を織りこみ、よい方針にしたい。以上の観点に立って提案する」と前おきして議案書にもとき説明があり、質疑応答に入ったが、賃闘経過に対する討議は行動方針の審議の中で行うことになっていたので、活発な討議が行われ、討議の結論を行動方針小委員会でまとめることになった。

主な質疑応答並びに意見は次の通りである。

質　ロック・アウトの不当性を追及する気があったのか。

答　ロックは部分ストの対抗手段として彼等がとってきたものであり、これは法律上の問題ばかりでなく、実力をもって対処することが正しいと考えた。然し指導上の点で完全に一致することができなかった。賃金請求の問題は労働法学者と相談してロックの限界を論議したが、強制就労に対しては賃金請求をするが、就労しない場合は請求しないことにした。

質　三井美唄、砂川の強行就労について解決するとは云いながら、これが今後に残され一時カンパでやるということは納得できない。もし三井の問題だけで実力行使をやるならば、炭勞を脱退するとほのめかされた点は問題ではないか。

答　強行就労はロックに対する一方法である。十四社はストを解くことなく同時解決の方針で精力的に交渉したが、全体の情勢を判断して一項目を除きストを解くことになった。臣道は少しもなかった。

部分ストは半身不隨か

質　部分ストは今後皆と相談して決めるというが、部分スト戦術は最早半身不隨になったと思う。炭勞が使えないのに山元で使えるとは考えられないが……。

答　部分ストを半身不隨だとは思わない。一定の条件のもとでは保安要員引揚げも可能であり、部分ストもさらに巧妙になし得る。戦術は無限であり多様である。

意　春闘における炭勞の階級的役割が適少に評価されている。歴史的な闘いにおける炭勞の成果と批判を十分に出してもらいたい。

意　賃闘終了後山元では闘争が起っている。坑内、坑外、間接の賃金格差がひどい。来年の要求は組合員一人一人の要求となるよう作ってもらいたい。これからは山のムジュンを解く闘いを起すべきである。

意　敵の情勢分析は当を得ているが、味方の情勢分析が足りない。組織内部の批判に欠けている。

質　賃金闘争の前段として柔軟戦術がとられたが、これは敵に与える打撃よりも味方に混乱を起した。この点中執はどう考えるか。

答　柔軟戦術は十九日以前に意識の向上をはかることが第一点と貯炭の減少をはかり若干でも敵に打撃を与えること。第三点が総評戦術案で第三波を各単産でもりあげることにあった。

強行就労は正しい

質　ロック・アウトについて中執になった。

意　賃闘終了後山元では闘争が起っている。坑内、坑外、間接の賃金格差がひどい。来年の要求は組合員一人一人の要求となるよう作ってもらいたい。これからは山のムジュンを解く闘いを起すべきである。

意　敵の情勢分析は当を得ているが、味方の情勢分析が足りない。組織内部の批判に欠けている。

質　賃金闘争の前段として柔軟戦術がとられたが、これは敵に与える打撃よりも味方に混乱を起した。この点中執はどう考えるか。

答　柔軟戦術は十九日以前に意識の向上をはかることが第一点と貯炭の減少をはかり若干でも敵に打撃を与えること。第三点が総評戦術案で第三波を各単産でもりあげることにあった。

56年度行動方針は
賃闘の徹底的な自己批判が基盤

第一号議案〃一九五六年度行動方針に関する件〃について藤岡副委員長から「過去一年間の闘いをふり返り批判を行った。これまでは一つの闘いが終ったときに自己批判を行ってきたが、これでは生きた行動方針ができない。炭勞新聞に書いているように行動方針は組合員一人一人が職場において起つた事実について考えねばならない。そしてこの中からよい方針をつくらねばならないという観点にたって作成した。然し文章もまずいし中央の批判が組合員のものになっているかどうかわからない。従って山元の皆さんの声を織りこみ、よい方針にしたい。以上の観点に立って提案する」と前おきして議案書にもとき説明があり、質疑応答に入ったが、賃闘経過に対する討議は行動方針の審議の中で行うことになっていたので、活発な討議が行われ、討議の結論を行動方針小委員会でまとめることになった。

三池闘爭經過報告中の宮川組合長

▼ 断じて許すな原水爆　守れ世界を人類を ▲

前進
到達闘爭前進の為に

われわれは職場、支部、本部毎の解決方式を踏襲し、職場事項の平和的解決のため最大の努力を拂ったが、会社は自らもそれを義務づけられた現実にも拘らず、われわれの期待を裏切り、遂に認めるに足る誠意を示すまでには至らなかった。

このことは、今次四十三日の闘いが山元諸事項での闘いでなかったことを会社自らが証明する以外の何物でもなく、だからこそ長期闘爭が解除され、平和的交渉の段階に移された現在尚彼等は組合に對する挑戦を継続、組合員の敗北感を決定づけようとかゝっている。

折柄組合は大会シーズンであり幹部の手薄や改選を目前に控えていることにつけこみ、会社は時期待ち的態度に出ると共に、この時とばかり組織に對する支配介入の拡大、更には職場規律の確立、職制の主体性挽回を企図している。職制の形を通じて中央協定の解釋を極度に歪曲、宣傳して組織の動揺を狙い、組合員の不満から生じた紛爭については嚴罰をもって臨む態度を表していることによってもそれはハッキリ窺える。

△　△

しかも尚われわれは平和解決の精神を放棄するものではなく、当然の義務として到達事項解決のため限られた中で最大の努力を傾注する考えであるが、現在の状況下において、職場分会長が交渉したとしても、支部執行部が交渉しようと本部が交渉しようと進展するとは思えない。何故かならば、このことは会社の基本的態度が變更されない限り真の解決はあり得ない性格のものだからである。

従って当面する到達事項の解決に当っては原則として吸い上げない方針で、各段階毎に精力的交渉を行い、どうしても解決つかない事項については彼我の態勢その他を分析、判断し、十分検討の上実力行使を背景とした最終的団交により飽くまでも所期の目的達成に邁進しなければならない。

△　△

平和的解決への努力にも自ら限度がある。

交渉に臨んで会社が何等誠意を示さず、この上とも組織に対する挑戦を敢えてし、職場においては抑圧的規律を強要、職制の権威をふりまわすような行為が続くとすれば、これに対するわれわれの回答はおのずから一つでしかない。

〃すべての闘爭は組織的闘爭力を無視して強行してはならない〃事をわれわれはこれまでの闘いで深い実感として学びとった。同時に〃職場分会は単なるものとり闘爭の場ではなく、本来的な組合活動の先進的據点として位置づけされねばならない〃ことをも――。

基底的條件としての職場分会の再点検と地固め、更にその上に立つた縦深的、横断的組織の拡充強化がわれわれの闘爭力に磐石の重みと強靱さを加えよう。

最後に、家族もひつくるめて組合員の中にますます擴がっていく不満と憤激を会社は忘れるなと主張したい。

結果は、支部執行部が交渉しようと本部が交渉しようと進展するとは思えない。何故かならば、このことは会社の基本的態度が變更されない限り真の解決はあり得ない性格のものだからである。

従って当面する到達事項の解決に当っては原則として吸い上げない方針で、各段階毎に精力的交渉を行い、どうしても解決つかない事項については彼我の態勢その他を分析、判断し、十分検討の上実力行使を背景とした最終的団交により飽くまでも所期の目的達成に邁進しなければならない。

△　△

平和的解決への努力にも自ら限度がある。

交渉に臨んで会社が何等誠意を示さず、この上とも組織に対する挑戦を敢えてし、職場においては抑圧的規律を強要、職制の権威をふりまわすような行為が続くとすれば、これに対するわれわれの回答はおのずから一つでしかない。

〃すべての闘爭は組織的闘爭力を無視して強行してはならない〃事をわれわれはこれまでの闘いで深い実感として学びとった。同時に〃職場分会は単なるものとり闘爭の場ではなく、本来的な組合活動の先進的據点として位置づけされねばならない〃ことをも――。

基底的條件としての職場分会の再点検と地固め、更にその上に立つた縦深的、横断的組織の拡充強化がわれわれの闘爭力に磐石の重みと強靱さを加えよう。

最後に、家族もひつくるめて組合員の中にますます擴がっていく不満と憤激を会社は忘れるなと主張したい。

闘いの方向を
労働時間の短縮へ

質　生産性向上運動の具体的現れである個々の事情についての指導について質問した。

大夕張は昨年大月爆発があったその後ガス抜きや竪坑をつくれと要求した。会社はガス抜きを利用して炭を使わないようにしている。このためボイラーの縮少等で首切り、配転という形で表われてきた。これに対して指導は適切でない。また勤労課の計算係に電気計算器二台を設置した。これが半年か八カ月後に現場で人手が足りないということで現場に行かないかという勧告がある。これらに対する方針はどうなのか。

答　炭勞の方針はハッキリしている。住みよい職場で高い賃金をとることが労働組合の使命であるからわれわれは機械化そのものに反対するものではない。要はこの機械化に伴う一方的な労働者の犠牲による合理化には反対しなければならない。こういう観点に立つならば、敵が配転や首切りを強行しようとすれば、これに反対し労働時間の短縮の方向に闘いを向けなければならない。

意　賃金給廃止闘爭については再検討すべきである。賃金給廃止闘爭は賃金が下るので困難である。二年前提案された時の理由として、賃金給のために過剰生産になり中小がツブれるということだった。過剰生産と賃金給と関係があるかどうかということになるが、賃金給制度は資本主義固有のものである。また、前時代的というのが現存している。たとえ賃金制がなくなったとしても搾取手段はなくならない。だから、賃金給廃止に全精力を注いでも意味がない。私は時間短縮の闘いをすべきだと思う。

答　たとえば賃金給廃止の理由について述べられたが、その他に災害後労働年令が短縮されることもあり、従来の基本方針を現状に即して行動できる方針に第十四回大会は修正決定した。それは (1)一時間一斉休憩及び八時間労働の実施　(2)新切羽に修行する場合、賃金の固定給化　(3)切羽ごとのブール計算制であるが、これは現在各支部で実行されており、賃金給廃止闘爭を中止する必要はないということを決めた。この方針をもって進みたい。

意　行動方針は賃金給廃止について何らふれていない。方針に織りこめ。

質　最低賃金についての研究委員会について説明されたい。

答　石炭鑛協は会社から権限の委譲を受けねばならないといっているが、炭勞としては中執三、鑛本別一、計五名で会社側五名計十名の委員で運営したいと思っている。

質　今日闘いを組織すると力べにぶつかり悩みが大きい。これらの根本的原因は政治的なものである。従って政治戦線の統一が必要である。だから、これまで社会党、労農党だけだったが共産党も入れてもらいたい。われわれの闘いと政党の闘いの行動の統一が必要である。中執の意見がききたい。

答　昨年は三党の統一であったが左右は統一したので、さらに社会、労農二党の統一を促進したい。

意　最低賃金については最後まで闘うと共に、階級政党と連帯をとって行うべきだ。

質　生活対策について明確にしてもらたい。三池で教訓を受けたがこれを指針として入れてもらたい。何故ぬいたのか。

答　備金対策については具体的モデルによって各支部が行うようにすることになる。低利金融については各支部と話合っている。

役員の任期二年制については反対の空気が強く、中執の「一九五七年度定期大会で提案する」の修正提案を諒解し次期大会に見送りとなった。

紛糾した砂川美唄カンパ

第八号議案〃三井砂川、美唄労職支部賃金請求闘争に関する件〃は「砂川、美唄は指令に基いて行動している。これが基本的態度である。これを無視して強行就労したのが正しいのか、しなかったのが正しいのか明確にせよ」「今次闘爭に於て中央は指導性に欠けるところがあり不明確な点が大いにあった」などの意見や質問が出され、これに対し中執から「強行就労した点は指令に忠実であったからであるが、強行就労しなかったところでもそれぞれの支部の実情があったことで、指令に忠実でなかったということにはならない」と答弁があった。

意見として「砂川、美唄は指令に基いて行動している。これが基本的態度である。これを無視して強行就労したのが正しいのか、しなかったのが正しいのか明確にせよ」「今次闘爭に於て中央は指導性に欠けるところがあり不明確な点が大いにあったなど